

令和2年3月4日

霧島市工事成績評定公表実施要領を次のように定めた。

霧島市長 中重 真一

霧島市工事成績評定公表実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、霧島市工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第8条に基づき、本市が発注する請負工事（以下「工事」という。）の工事成績評定（以下「評定」という。）結果の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 評定結果の公表を行う対象工事は、評定要領第2条に規定された工事とする。

(公表の内容)

第3条 評定結果の公表内容は、工事成績評定結果台帳（別記様式第1号）により行うものとする。

(公表の時期及び期間)

第4条 評定結果の公表時期は、通知実施要領第3条の規定により評定の通知を行った日の属する月分を取りまとめ、その翌月末に行うものとする。

2 公表期間は、評定を実施した年度の翌年度末日迄とする。

(公表の場所及び方法)

第5条 評定結果の公表場所は、工事契約検査課内において閲覧に供することにより行うものとする。ただし、閲覧できる時間は本市開庁日の午前8時30分から午後0時迄と、午後1時から午後5時迄とする。

2 閲覧をしようとする者は、工事成績評定結果閲覧申請書（別記様式第2号）に必要な事項を記入し、閲覧するものとする。

(公表に係る質疑等の対応及び処理)

第6条 評定結果の公表に係る質疑等の対応及び処理については、工事契約検査課において対応及び処理に当たるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。なお、令和元年度中に工事成績評定を実施した工事についても公表するものとする。